

広聴アンケートプレゼント提供事業者募集事業 実施要綱

令和2年7月 日市長決裁

(趣旨)

第1条 この要綱は、市が行う広聴アンケート(広報きたもとアンケート、市民アンケート等の法令規則等で定まっていないもの)の回答者へのプレゼントを提供する事業者(以下、「プレゼント提供事業者」)を募集するために必要な事項を定める。

(目的)

第2条 広聴アンケート回答者にプレゼントを提供することで、より多くのアンケート回答を得るとともに、プレゼント提供事業者をアンケート媒体、広報紙、市ホームページ等で紹介することで、市内の事業所・個店のPRの一助を担い、市内経済の活性化を図ることを目的とする。

(事業内容)

第3条 市は、広聴アンケート実施の際に、アンケート媒体、広報紙、市ホームページ等にプレゼント提供事業者の情報を掲載する。また、広聴アンケート媒体、広報紙、市ホームページのプレゼント提供事業者情報の掲載スペースについては、市が随時設定できるものとする。アンケート実施後、アンケート回答者を対象に抽選を行い、当選者に当選した旨を連絡する。プレゼント提供事業者は、市からの当選連絡書類等を持参した者に対し、無償でプレゼントを提供する。

(プレゼント提供事業者として登録できない業種等)

第4条 次の各号に定める業種等については、広聴アンケートプレゼント提供事業者として登録できない。

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)で風俗営業と規定される業種及びそれに類する業種
- (2) 消費者金融に関する業種
- (3) たばこ製造に関する業種
- (4) ギャンブルに関する業種
- (5) 社会問題を起こしている業種や事業者
- (6) 法律の定めのない医業類似行為を行う事業者
- (7) 占い、運勢判断等に関する業種
- (8) 宗教団体
- (9) 興信所、探偵事務所等の業種
- (10) 債権取立て、示談引き受け等をうたった業種

- (11) 法令等に基づく必要な許可等を受けることなく業を行う事業者
- (12) 民事再生法（平成11年法律第225号）及び会社更生法（平成14年法律第154号）による再生・更生手続中の事業者
- (13) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）に定める暴力団、その他反社会的団体及び特殊結社等の構成員がその活動のために利用する事業者
- (14) 各種法令に違反している事業者
- (15) 行政機関からの行政指導を受け、改善がなされていない事業者
- (16) その他、市長が広聴アンケートプレゼント提供事業者としてふさわしくないと認めるもの

（募集）

第5条 プレゼント提供事業者は、別に定める広聴アンケートプレゼント提供事業者募集要項に基づき公募する。

（登録の可否）

第6条 市長は、第4条の規定に基づき、広報きたもとアンケートプレゼント提供事業者登録の可否を決定する。

（登録の取消）

第7条 市長は、プレゼント提供事業者が次の各号に該当するときは、登録を取り消すことができる。

- (1) 第4条の各号に該当するに至ったとき又は該当することが判明したとき
- (2) プレゼント提供事業者が登録の取り止めを希望するとき
- (3) その他、市長が特に必要と認めるとき

（プレゼント提供事業者の周知）

第8条 プレゼント提供事業者が市の広聴活動に協力している旨を市民にPRできるように、広聴アンケート媒体、広報紙、市ホームページ等にプレゼント提供事業者の事業者名・住所・電話番号・営業時間・写真等を掲載する。

附 則

この要綱は、令和2年7月 日から施行する。